

三豊市ケアマネジメントに関する基本方針について

令和3年9月1日 策定

1. 策定の趣旨

介護支援専門員は、介護保険法並びに関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と利用者への深い理解により、自立支援・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

ケアマネジメントは介護保険制度の根幹であり、そのあり方を保険者と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員（以下「ケアマネジャー等」という。）で共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、より良い介護保険制度の運営を図ることができると考え、次のとおり基本方針を定めることといたしました。

ケアマネジャー等の皆様におかれましては、本基本方針の内容を踏まえ、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2. 居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針について

本市では、「三豊市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」（平成30年市条例第27号）第2条に規定する「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生労働省令第38号）に基づき、居宅介護ケアマネジメントに関する基本方針を次のとおりとします。

居宅介護ケアマネジメントに関する基本指針

- ① 居宅介護ケアマネジメントは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ② 居宅介護ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 居宅介護ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- ④ 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たって、市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）等との連携に努めなければならない。
- ⑤ 指定居宅介護支援事業者は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- ⑥ 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する居宅介護ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3. 介護予防ケアマネジメントに関する基本方針について

本市では、「三豊市指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例」（平成 26 年三豊市条例第 28 号）第 2 条に規定する「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）に基づき、介護予防ケアマネジメントに関する基本方針を次のとおりとします。

介護予防ケアマネジメントに関する基本方針

- ① 介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ② 介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- ④ 介護予防ケアマネジメント事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者（障害者支援）、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- ⑤ 総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要である。
- ⑥ 介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
- ⑦ 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の維持・改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- ⑧ 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

5. ケアプラン点検について

本市では、地域支援事業の任意事業における介護給付費適正化事業として居宅介護支援事業者を対象としたケアプラン点検を実施しています。ケアプラン点検は、国から示されている「ケアプラン点検支援マニュアル(平成20年7月18日発出、介護保険最新情報 vol.38)」の趣旨に従って行います。

基本的には運営基準違反やサービスの不適正な利用がないかを確認するといったものではなく、「ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援・重度化防止に資する適切なケアプランとなっているか」を保険者とともに検証確認しながら介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、保険者においても介護支援専門員が抱える問題点の把握、必要な措置の検討、今後の市の施策等に有用な情報収集の場になるものと考えて実施しています。

○ケアマネジメント重点留意事項 チェックリスト

No.	チェック	内容
1	<input type="checkbox"/>	課題分析は、利用者の有する課題を客観的に抽出するための手段として合理的と認められる適切な方法を用い、課題分析標準23項目を備えていますか。
2	<input type="checkbox"/>	医療連携の重要性・必要性を認識し、主治医からの情報収集に努めていますか。
3	<input type="checkbox"/>	課題分析において利用者が「自立」ではない場合、具体的に「何ができないのか」を確認し、それを誰が支援しているのかアセスメントできていますか。
4	<input type="checkbox"/>	現在、困っていることのみを把握するのではなく、他職種からの情報収集に努め予後予測にたった視点でアセスメントをしていますか。
5	<input type="checkbox"/>	介護保険サービスのみではなく、インフォーマルな社会資源などの活用について意識をし、アセスメントを行っていますか。また、必要に応じて活用していますか。
6	<input type="checkbox"/>	各利用者に応じた自立支援・重度化防止の視点に立ち、アセスメントの中で機能訓練等の必要性を判断していますか。
7	<input type="checkbox"/>	利用者の生活の質を高めるための視点で課題を分析し、利用者の意向を踏まえたくて目標を設定していますか。
8	<input type="checkbox"/>	利用者本人や家族が希望するニーズのみに対応するのではなく、そのニーズが本当に必要かどうか分析する努力をしていますか。
9	<input type="checkbox"/>	課題分析を通じ、ニーズの把握に努め、長期目標・短期目標・サービス内容に整合性がある計画書を作成することに努めていますか。
10	<input type="checkbox"/>	家族介護が可能な場合、家族の介護への思いや実際にどの程度支援が可能かを確認し、プランに位置付けていますか。また、家族介護ができなくなる場合に代替サービスが必要となる内容についてプランに位置付けていますか。
11	<input type="checkbox"/>	家族の介護に対する思いを受け止め、その思いを支える視点を持つと同時に、家族も利用者の支援を担うチームの一員として、目標達成に向けて一緒に関わってほしいというアプローチがされていますか。
12	<input type="checkbox"/>	画一的なプランではなく、利用者の個別性を尊重したプランを作成していますか。